

勝浦市企業立地奨励金制度

市では、すでに市内で事業を行っている事業所又は新たに市内に立地する事業所に対して、対象となる業種のうち、これらの事業に供用する一定額以上の固定資産を取得した場合に、固定資産税相当額を企業立地奨励金として3年間交付、または、3年間の固定資産税を免除します。

あわせて、新たに立地する事業所などで新たに市内在住者を雇用する場合には、1人あたり50万円の雇用促進奨励金を交付します。

対象となる業種： 製造業・旅館業・情報サービス業
情報通信技術利用事業・農林水産物等販売業・流通加工業
植物工場・観光業

企業立地 奨励金

要件 (以下の全てを満たすこと)

- ・市内に対象となる業種の事業所の新設、増設、設備更新をする法人又は個人
- ・事業の用に供する500万円以上の土地、家屋、償却資産を取得
(法人にあっては、資本金の額により取得価格の要件が変更)

奨励内容

新設・増設又は設備更新した土地、建物、償却資産のうち、市において新たに課税対象となる資産に係る固定資産税収納相当額を奨励金として3年間交付

※製造業、旅館業、情報通信技術利用事業で、2,700万円を超える固定資産を取得した場合は、課税免除(3年間)となりますので企業立地奨励金の対象からは除きます

雇用促進 奨励金

要件 (以下の全てを満たすこと)

- ・企業立地奨励金の交付又は固定資産税の減免の対象となる企業
- ・市内に対象となる業種の事業所の新設
- ・市内に在住かつ雇用保険適用者を3人以上新規正規雇用

奨励内容

【50万円×新規雇用者の人数(2,000万円が限度額)】を奨励金として交付

※雇用促進奨励金の交付は1回限りとします

新制度の適用開始基準

平成29年度分の固定資産税から適用します。

上記の交付要件のほか、本事業の対象となる業種の詳細や該当となる固定資産の分類、または、市税などに滞納がないことなど、個別に状況を確認する必要がありますので、本制度の利用を検討される場合には、事前にお問い合わせください。

お問
合わせ

千葉県勝浦市企画課 企業立地推進班

TEL : 0470-73-6687 E-mail : kigyuu-k@city-katsuura.jp



勝浦市企業立地奨励金制度フロー

企業立地奨励措置の指定の申請

※申請期限…固定資産税の各年度の賦課期日の属する年の3月25日まで

企業立地奨励措置指定企業操業開始の届出

※申請期限…固定資産税の各年度の賦課期日の属する年の3月25日まで

企業立地奨励措置の指定の決定

固定資産税賦課通知

固定資産税納付

企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の交付申請

※申請期限

企業立地奨励金…各年分の固定資産税を完納した日から30日以内が期限

雇用促進奨励金…指定の決定を受けた日から30日以内が期限

企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の交付決定及び通知

企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の交付請求

※提出期限…交付決定通知を受けた日から30日以内が期限

交付